

ブロック塀倒壊事故

平成30年6月16日に発生した大阪北部地震において、小学校のブロック塀が約40メートルにわたり倒壊し、小学4年の女兒（9）が下敷きになり死亡した災害が発生しました。

- 原因；建築基準法施行令第62条8違反，今回は市長，校長の「学校保健安全法」第26条安全施設整備義務違反，第27条施設の安全点検義務違反，第28条安全措置不履行違反
1. ブロック塀高さ2.2m以下が基準 ⇒ 3.5m
 2. // 高さ1.2mを超える場合は補強材（控え壁）設置 ⇒ 無し
- ※ブロック寸法；高さ190mm/個（目地を含め200mm/個）

- 現状；家を立てる場合は「建築士」資格者が施工しますが，ブロック塀を作る場合は資格が要りません。ブロック塀の倒壊防止のための安全基準は定められていますが，「鉄筋が入っていない」「控え壁」が設置されていない等が報告されています。

- チェック；1項目でも該当すれば建築基準法違反
1. 道路からの高さが2.2mを超えている。
 2. 塀の高さが1.2m超の場合に控え壁がない。その設置間隔が3.4mを超えている。
 3. コンクリートの基礎がない（確認できないを含む）
 4. 縦・横80センチ以内の間隔で鉄筋が入っていない。
 5. 老朽化し，傾きやひび割れ，欠けがある。

- 賠償責任；弁護士コメント

敷地内のブロック塀は土地の工作物にあたるので，土地の工作物の占有者および所有者の責任の有無が問題となる。民法は，土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは，その工作物の占有者および所有者は，被害者に対してその損害を賠償する責任を負う（民法七一六条）としている。

- 改修事例；鉄筋有無確認のため上部4段を撤去しフェンス化 ⇒ 結果は鉄筋有り
高さ1.2mブロック塀 高さ0.4m+フェンス

